

京都市告示第 352 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 1 月 5 日

京都市長 門川大作

整理番号	名称	起終	点
1	泉涌寺水0002号	東山区泉涌寺五葉ノ辻町11番地の28地先 同町7番地の32地先	点
2	一橋水0001号	東山区本町十五丁目267番地の15地先 同町267番地の14地先	点
3	久世水0282号	南区久世中久世町一丁目318番地地先 同上	点
4	嵯峨野水0077号	右京区嵯峨野宮ノ元町66番地地先 同町63番地地先	点
5	梅ヶ畑水0059号	右京区梅ヶ畑久保谷町18番地の1地先 同町13番地地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)